

(端裏書)

木曾川治水ニ付上申書

(本文)

美濃国之儀者、木曾・長良・伊尾之

(損巻)

三大河有之、西南之諸郡悉堤防

築立、聊耕地を保来候得共、堤内

悪水横流・氾濫して、常々其害

不遁得、況や暴漲洪水ニ至候而者、

堤防崩壊・土地荒亡年々堤防

門樋等之費出莫大にして、租税之

所入と商量仕候得者、恐く者数拾年之

平均高難相償程之儀ニも可有之と

心痛仕候、加之時世久しきを經候得者、

洧瀬も變る習ニ而、遂年河底

押埋、処々壅塞水捌自由ならざる

より、自然耕地之悪水相湛、曩時ニ

比し候得者、水害次第ニ相増候

道理ニ有之、然るを年々何等之策も

不施得、徒らに束手坐視して目前

旧套之堤防を而已修營し、万事

古来之仕癖ニ打任万一不幸巨害を

被り候節者、咎を天災ニ委し、人事之

不尽所江者曾而不心附者、長大息

之至に御座候、依而者入県以来利害

得失厚索蹟熟考仕候処、水利

之儀者畢竟海口之壅塞を疎決

すると、河道之水勢を分流するとの

二に可有之、水勢分流・壅塞疎決

致候得者、水勢自ら平順に帰し、

如何なる洪水暴漲も攘々東下し、

水性の天然を不失処より堤防

崩壊之患も相減候而已ならず、悪水

氾濫之害も不勞して自ら相止

可申候、是則根治之良方・久遠之

長策と奉存候ニ付、方今差当

重大之事件一二左ニ奉献言候、

一当国三大河之中木曾川之末流

佐屋川之水脈、先年来土砂押埋居、常通船自由を不得候、右佐屋川之儀者、勢州桑名より尾州熱田江之海路を避候緊要之水路にて、壅塞以来通船次第差支候而已ならず、第一水利之儀者新に水脈をも開鑿し、分流為致度之処、却而古来一條之水脈壅塞之俣今日迄打捨有之事、何共不審之至ニ御座候、且又佐屋川之儀者蓋木曾之

本流にして、又一條当今長良川江同水致候分者全く支流と被察候、然るに右之本流年月を経るニ従ひ、土砂一面ニ壅塞致候処より、水勢専支流之方江激注し、長良同水之水勢一入猛烈ニして、喻るに物なく既ニ近年成戸堤押切、水下者申ニ不及、百輪中一円巨害を蒙り、今以必至難渋仕候、其流油島と

申処ニ而又候伊尾川江押入候、水勢

(揖斐)

弥以猛烈是か為め伊尾川逆流之患有之ニ付、寛延・宝曆之比より油島ノ切普請相始り、諸藩手伝又旧幕一手普請ニ而、当時手堅き堰所ニ者相成有之候得共、平水すら

(揖斐)

右ノ切喰違より伊尾川江馳入候、

水勢可懼体ニ御座候、夫より上流之諸郡何れも逆流之患ニ困苦仕

候も、其原因者畢竟佐屋川壅塞

より事起候儀と奉存候、就而者是迄

西南列藩者勿論、郡中一同

佐屋川疎鑿復古之儀必至積年

相心懸、已既二度々自普請をも相目

論見候程之儀ニ有之候処、如何之

差障有之候哉、其議遂ニ不被行、

深憂屈を懷候趣ニ承及候、依之

斯る御時節、生靈博濟之

御旨趣を奉戴し、大に闔国之

公論を集め、彼我之私情を脱却し、既然手を下し候節者、聊差支筋も無之、不日に成功を奏候者

頭然と奉存候間、猶厚御咨詢之上、御評決御座候様仕度奉存候事、

一 海口之壅塞を疎決致候水利

第一緊要之儀ニ御座候処、三

大河之流末、勢州桑名郡ニ至て

古来追々新田墾拓、凡高数万石

之内近来度々風濤之為、亡所

相成候分も不鮮御座候、惣而潮境二者

土砂壅滞附洲を生候、勢に乗し

狡獪之徒時ニ接し新田を開墾之

利益を衒ひ候を、水利ニ暗き者

往々目前之小利ニ溺れ、全国洽被

之巨害を醸成候儀毛頭不心附候段

第一不仁之所業と奉存候、然迺

現在耕地を破却致候事も難

忍候得者、責而此上兼而亡所高

相成候分なり共、再修営致候儀者

嚴敷令禁止候様仕度、尤当今

附洲葦萱生茂候分者悉く

崩壞致度奉存候事、

一 濃州多良住居高木三家已前

より水行奉行相勤来候、右者

西濃石津郡聊水脈も無之山間之

住居無謂次第に御座候、速に

被廢候而、可然奉存候事、

一 水行之取扱者、尾藩始大垣・加納・

高須之諸藩江兼而被 仰付候ハ、

右何れも水害を患居候儀ニ付、

一国之為同心協力必可奏成功

奉存候事、

此其大略ニ御座候、尚手順巨細之儀者
口演を以可奉言上候、以上、

十一月 笠松県

(附紙)

笠松県

今度治水之建策、都而
御聞届ニ相成候ニ付、速力ニ
成功を奏候様被
仰出候事、

建策之趣ニ付、徳川三位
中将始大垣藩・加納藩・
高須藩等江相達置候
事も有之候間、同心協力
可有之事、